

札幌市「ワークトライアル事業運営業務」に係る公募型企画競争について、下記のとおり告示する。

令和 3 年（2021 年）1 月 18 日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 担当部局

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課

電話（011）211 - 2278

2 契約に関する事項

(1) 業務名

ワークトライアル事業運営業務

(2) 業務概要

札幌市の若者が将来的に自立し安定した人生を送ることができるように、新卒者及びおおむね 49 歳以下の求職者又は非正規社員等を対象に、座学研修と最大 1 か月間の研修給付金のある職場実習を通じて、さっぽろ圏内企業への正社員又は正社員転換が可能な就職を支援する。

また、これらの取組を通じて就職した企業で定着してもらうことにより、さっぽろ圏内企業の人手不足解消の一助とする。

なお、事業の詳細については、民間企業等のノウハウを最大限に活用するため、企画提案に基づき決定する。

詳細は、「ワークトライアル事業運営業務企画提案仕様書」による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日（木）まで

(4) 契約に至るまでの方法

ア 企画提案参加者の募集及び企画提案書の受付

イ 書類審査の実施（企画提案書の提出者が 7 者以上の場合）

ウ 企画提案書のプレゼンテーションの実施

エ 選考委員会による審査

オ 上記エの審査で、上位 2 者を受託予定者として選定

カ 上記オの受託予定者 2 者と所定の手続きを経て、委託契約を締結する。

なお、プロポーザルの応募方法及び提出書類の詳細については、「ワークトライアル事業運営業務企画提案実施要領」及び「ワークトライアル事業運営業務企画

提案仕様書」による。

3 応募資格

この企画提案に応募できるのは、民間企業、NPO法人、公益法人その他の法人及び法人以外の団体並びに個人（以下「団体等」という。）で、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 札幌市内に活動拠点（本社又は営業所等）を有しているもの
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないもの
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 札幌市の令和2・3年度札幌市競争入札参加資格者名簿登載者であるもの
- (5) 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないもの
- (6) 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないもの
- (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）に該当しない者。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係しないもの
- (9) 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）に該当しないもの
- (10) 宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しないもの
- (11) 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。

4 仕様書等の取得方法

札幌市ホームページに公開するほか上記1の担当部局にて配布する。

5 その他

- (1) 提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合には無効とする。
 - ア 企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明な場合
 - イ 企画提案実施要領、企画提案仕様書に従って作成されていない場合
 - ウ 企画提案書のプレゼンテーションに参加しなかった場合
 - エ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合
 - オ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、若しくは不正の利益を得るために連合した事業者が提出した場合
 - カ そのほか、民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- (2) 契約書作成の要否 要